

## 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）及び第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請等）及び第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：